

田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺スポーツパーク等の利用促進を図るとともに、地域資源を活用した地域経済の活性化に資するため、市へのスポーツ合宿、教育旅行等を実施する者に対し、その費用を補助することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）又は次条第4号に定める団体の代表者とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が行う次の各号の全てに該当する宿泊を伴う団体旅行（以下「団体旅行」という。）を対象とする。ただし、他の補助制度により補助を受けられる場合は、この要綱による補助金の交付の対象外とする。

- (1) スポーツ合宿、教育旅行（修学旅行）又は多くの集客交流が見込まれる会議等（MICE）であること。
- (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク内の宿泊施設を除く。）に宿泊する日程であること。
- (3) 1回の団体旅行につき宿泊延べ人数が30人以上であること。
- (4) 宿泊者が10人以上の団体であり、1日の宿泊人数が10人以上であること。
- (5) スポーツ合宿においては、市内への宿泊に加えて、宿泊の当日又は翌日に田辺スポーツパーク等の田辺市体育施設条例（平成17年田辺市条例第196号）第2条に規定する体育施設（以下「体育施設」という。）を利用すること。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、令和2年4月1日から令和2年5月31日までの期間に催行される合宿については、宿泊延べ人数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体当たり200,000円を上限額とする。令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間に催行される合宿については、宿泊延べ人数に2,000円を乗じて得た額とし、1団体当たり400,000円を上限額とする。それぞれ前条第4号に規定される団体にのみ予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、

次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の日程が記載されている書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の日程が記載されている書類
- (2) 団体旅行の参加者名簿(様式第6号)
- (3) 宿泊者数等証明書(様式第7号)
- (4) スポーツ合宿においては、体育施設の使用許可書兼領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告及び助成金の交付請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿等誘致事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を

取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月31日から施行する。